

広島県告示第七百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和六年八月二十二日までの間、縦覧に供する。

令和六年八月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

道上停車場中野線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市神辺町大字道上字渡瀬一四〇〇番一地从先から 福山市神辺町大字道上字渡瀬一四〇二番一地从先まで	新	旧	一四・四〇〇 一四・四〇〇	二九・二〇〇	幅員減少
	一四・四〇〇 一四・四〇〇	一四・四〇〇 一四・四〇〇	二九・二〇〇	二九・二〇〇	
福山市神辺町大字道上字渡瀬一四〇二番一地从先から 福山市神辺町大字道上字渡瀬一四六九番一地从先まで	新	旧	一一・四〇〇 二七・〇〇〇	二五六・〇〇〇	拡幅
	一一・四〇〇 二七・〇〇〇	一一・四〇〇 二七・〇〇〇	二五六・〇〇〇	二五六・〇〇〇	